

納付期限の再々延長等

国家税務総局、人力資源社会保障部等は新型コロナで影響を受けた企業を支援するため、納付期限の延長期間を再々延長等しました。

製造業中小零細企業の納付期限延長継続に関する事項について（国家税務総局 財政部公告 2022 年第 17 号）公告しました。

【国家税務総局 財政部公告 2022 年第 17 号の内容】

- ① 2022 年 9 月 1 日から 2022 年第 2 号に基づき納税額の 50%の納付期限の延長の適用を受けている製造業中型企業と納付額の 100%の納付期限の延長の適用を受けている製造業零細企業については、その納付期限の延長期間満了を 4 か月間延長する。

公告番号 課税時期	2021 年第 30 号 2021 年 11 月 1 日施行	2022 年 2 号 2022 年 2 月 28 日施行	2022 年 17 号 2022 年 9 月 14 日施行
2021 年 10 月～12 月 2021 年第四期	3 か月延長	6 ヶ月延長	4 か月延長
2022 年 1 月～6 月 2022 年第一期、第二期		6 ヶ月延長	4 か月延長

- ② 納付期限を延長する税額は課税時期が 2021 年 11 月、12 月、2022 年 2 月、3 月、4 月、5 月、6 月（月納付）或いは 2021 年第四期、2022 年第一期、第二期（四半期納付）で企業所得税、個人所得税、国内増値税、国内消費税及び附加される都市維持建設税、教育費附加、地方教育附加を含み源泉所得税及び税務機関に申請し代理発行する発票の納税額を含まない。
- ③ 企業が 2021 年 11 月と 2022 年 2 月の納付期限が延長される税額を 2022 年 9 月 1 日以後本公告が公布される前に既に納付した場合には、選択により還付を申請しかつ納付期限の延長政策を享受することができる。

拡大段階性社会保険費の納付期限の延長政策実施範囲等の問題に関する通知（人社部発〔2022〕31号）を進化し実行するため、新たに以下の内容を通知しました。

【人社部発〔2022〕50号の内容】

2022年9月から人社部発〔2022〕31号政策の適用範囲を拡大し、新型コロナウイルスの影響が大きく生産経営が困難な中小零細企業を含める。

段階性社会保険費の納期限延長政策の期間満了後、許可を受け2023年末まで分割納付或いは毎月納付等の方式で追納することができ、延滞金は免除される。

各地社会保険事務機構は、社会保険の納付状況の調査し納付証明書を発行するとき、企業が納付期限の延長政策に照らし延長期間については正常な納付状態であると認定し未納処理をしない。

企業は納付期限の延長期間、法に基づき個人負担の社会保険費を徴収し納付する義務がある。個人負担の納付状況が正常であると認定されると同時に関連する部門は不動産の購入、自動車の購入及び子女の入学資格等の政策に関する問題について積極的に協力する。